

令和7年度子ども・子育て会議について

1. 背景・方向性

- ・ 令和5年4月のこども基本法の施行に伴い、国のこども大綱や都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画（以下、こども計画）」の策定が努力義務化される

こども計画

各市町村がこどもに関する施策を総合的に推進するために作成するもの。こども施策全般を束ねるこどもに関する最上位計画となる（各法令に基づく市町村個別計画と一体のものとして作成することができる）。

- ・ 本市では、令和6年度末に策定予定の「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」（以下、事業計画）を再編・包含するとともに、令和7年度に「（仮称）富田林市こどもの権利条例」制定とも相関連しながら「（仮称）富田林市こども計画」（以下、こども計画）を策定し、こども施策の一体的な運用につなげる
- ・ こども計画策定にあたり、事業計画との継続性・関連性を重視するため、引き続き本子ども・子育て会議において協議をお願いしたい（会議設置条例を改正予定）

2. こども計画期間

令和8～11年度（令和7年度末に策定）

3. 計画構成

別紙「こどもに関する計画等整理表」のとおり、関連する計画を統合して作成する。

4. 協議内容（会議の役割）

- ① 若者・少子化関連アンケート調査（企画・結果分析）
- ② R6 こどもの権利条例制定業務のアンケート・ヒアリング調査結果等の活用
- ③ 関係各課施策検討
- ④ 計画（素案）作成
- ⑤ パブリックコメント対応 など

※各業務の支援に係る業務委託を予定

5. 委員構成

令和7年度は、現行の18名定員を継続の上、さらに概ね16～30歳の若者委員を追加（定員20人）

6. 委員任期

こども計画策定業務については令和7年6月頃の開始を予定。それに伴い、下記の任期での就任依頼を予定

現行任期：令和7年5月31日まで（委嘱任期は令和7年8月31日まで）

次期任期：令和7年6月1日～令和8年3月31日

7. 委員再選

- ・ 次期任期の開始にあたり、改めて事務局から意向確認（再依頼）を予定
- ・ 令和 6 年度事業計画との連携に加え、こどもの権利や若者施策等の新たな要素を取り入れた計画となるため、ぜひ継続をお願いしたい

（参考）各計画・会議体の関連図

